# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書 【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出日】 平成19年8月9日

【事業年度】 第113期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 兼松株式会社

【英訳名】 KANEMATSU CORPORATION

(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っておりま

す。)

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦1丁目2番1号(東京本社)

【電話番号】 東京(03)5440-8979

 【事務連絡者氏名】
 主計部長
 作山
 信好

 【縦覧に供する場所】
 兼松株式会社東京本社

(東京都港区芝浦1丁目2番1号)

兼松株式会社大阪支社

(大阪市中央区淡路町4丁目2番15号)

兼松株式会社名古屋支店

(名古屋市中区栄2丁目9番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第113期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

- 第4 提出会社の状況
  - 6 コーポレート・ガバナンスの状況
  - (5) 責任限定契約の内容の概要

### 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_を付して表示しております。

# 第一部【企業情報】

# 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(5) 責任限定契約の内容の概要

(訂正前)

当社は、社外監査役である<u>新納善朗氏</u>及び山田洋之助氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

#### (訂正後)

当社は、社外監査役である<u>新納善郎氏</u>及び山田洋之助氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。